**令和４年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜における**

別紙：高等支援選抜

**新型コロナウイルス感染症に係る特別対応について【改訂版】**

１　対象者

令和４年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜（以下、「高等支援補充選抜」という。）への出願資格を有する者のうち、高等支援補充選抜の出願日当日に以下の(1)及び(2)のいずれにも該当する者

　 (1)次のアからオのいずれかに該当するために、高等支援補充選抜の受験が認められなかった者

ア 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認された者（医師により新型コロナウイルスに感染している疑いがあると診断された者を含む。）で、保健所等から安静・療養の解除又は終了の指示を受けていない者

イ 保健所等により新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定されている者のうち、高等支援補充選抜当日に発熱等の風邪の症状がある者

ウ　高等支援補充選抜当日に新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者であることが判明し、検査等を中断せざるを得なかった者

エ 無症状の濃厚接触者として受験が認められたが、高等支援補充選抜の実施中に発熱等の風邪の症状が確認され、検査等を中断せざるを得なかった者

オ　外国から帰国又は入国した者で、検疫法に基づく隔離・停留が必要とされている者及び検疫所長が指定する場所において待機を指示されている者

(2)　高等支援補充選抜への出願資格を有しながら、高等支援補充選抜に出願しなかった者

２　内容

　　高等支援補充選抜実施後においてもなお、募集人員を満たしていない補充選抜実施校について、

対象者に対して適性の把握等を令和４年３月28日（月）に行い、受入れ校の調整を行う。対象者の健康状態等によっては、別途対応を行う。

　３　手続き

(1) 対象者が在籍する中学校等の校長は、対象者に対し、高等支援補充選抜に係る特別対応を希望するか否かを確認する。

対象者が高等支援補充選抜に係る特別対応を希望する場合、市町村立中学校等の校長は、市町村教育委員会を通じて、府立支援学校、富田林中学校及び国私立中学校の校長は直接、府教育委員会に対し、令和４年３月23日（水）午後５時までに電話等によりその旨を連絡する。

 (2) 中学校等の校長は、対象者の健康状態等を把握する。対象者の自宅等での待機終了後、別添の「令和４年度大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜新型コロナウイルス感染症の特別対応に係る申告書」に具申し、市町村立中学校等の校長は市町村教育委員会を通じて、府立支援学校、富田林中学校及び国私立中学校の校長は直接、府教育委員会に令和４年３月25日（金）午後５時までに提出する。

　　(3) 対象者は、入学に係る適性の把握等実施日に、高等支援補充選抜の志願書（様式については別途指示する。）、自己申告書、療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し、調査書、並びに推薦書を府教育委員会に提出する。

　　(4) 府教育委員会は、対象者に対し、適性の把握等を行う。

　　(5) 府教育委員会は、適性の把握等の結果、自己申告書、調査書及び推薦書の内容をもとに、対象者が志願している高等支援補充選抜実施校の募集人員を満たすよう入学について調整を行うとともに、対象者の受入れ先調整のための相談を市町村教育委員会等と行う。

　　(6) 府教育委員会と対象者の受入れについて調整を行った高等支援学校は、速やかに対象者の受入れを行う。